

生衛法制定  
**60**周年

平成**29**年  
生衛業を守って60年

平成**12**年  
第16次改正  
法律名称を環衛法から  
「生衛法」に変更

昭和**54**年  
第8次改正  
生衛法の目的を生衛業の  
振興と消費者保護に改正  
都道府県・全国指導  
センターの設立

昭和**32**年  
生衛法6月制定・9月施行  
生衛組合が設立される  
※当時の名称は「環衛法」

昭和**30**年  
生衛業の経営安定のための  
法律制定を国会に請願

昭和**20**年代後半  
低料金店の出現などで生衛業界は  
過当競争で社会問題化

# 私たちと生衛法

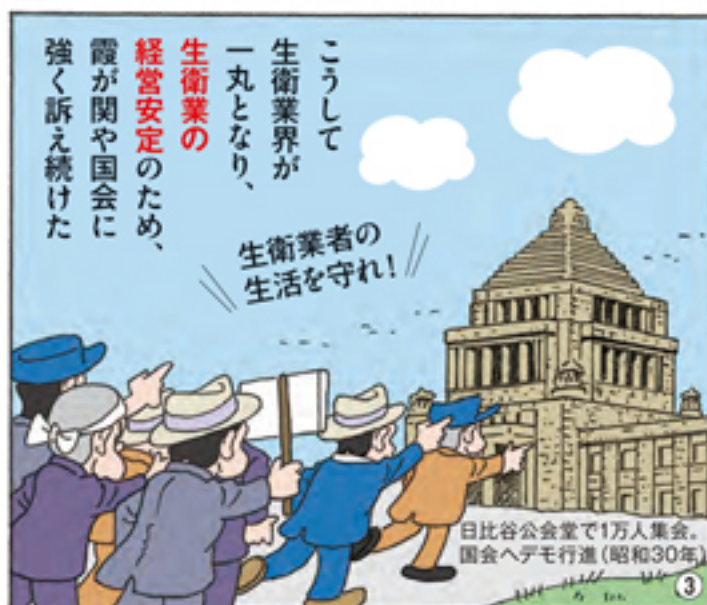
支えられて60年

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。  
昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。





# 生衛法の成り立ち



※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律  
(昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」)

## 生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」(昭和54年第8次改正)に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。

指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

### 融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談に応じています。



### 経営の相談

経営や衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。



### 専門的な相談

顧客とのトラブル、税務申告、年金問題などについて顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じています。



### 研修会・講習会の実施

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催しています。





# 生衛組合の意義と活動

生衛法の制定で業種ごとに、各都道府県に1つ営業者の自主的組織として**同業組合**の設立が認められたんだ

## 生活衛生関係営業 (生衛業) 17 業種

理容・美容・興行場・  
クリーニング・  
公衆浴場・旅館ホテル  
簡易宿所・めん類・  
すし・喫茶・中華料理・  
社交・料理・一般飲食・  
食肉・食鳥肉・氷雪

①

当時の生衛業は市中銀行からの資金借入れは容易でなかった

組合の度重なる要求活動で**生衛業のための金融公庫**もできたんだ

**環衛金融公庫**

(昭和42年)

組合の行動力の成果です

④

生衛法は**昭和54年の大改正**で、**生衛業の振興と消費者保護**が法律の目的に追加されたんだ。**指導センター**が新たに設立され、**生衛組合をサポート**することになったんだ

⑤

昭和32年～33年にかけて各地で続々設立されたんだ  
**組合加入率は90%以上**だったんだね！各組合の全国連合会も誕生したんだ

②

生衛組合は、地域の安全・安心の確保、地域の高齢化対応など**社会貢献活動**も実施しているんだ

「地域の健康づくり応援」「訪日外国人の受け入れ体制の整備」「地元行政と災害地域協定の締結」など

⑥

理容店 美容室

生衛法制定で、組合は対外交渉力が強くなり、生衛業者の社会的地位も向上したんだね

当時は、生衛組合は、衛生水準の向上と生衛業の経営の安定を図ることを目的に、料金や営業方法(休日、営業時間)に関する措置を実施することができた

③

生衛組合は地域の衛生水準の向上に貢献しているんだ  
皆さん！組合に加入して地域を守りましょう！

組合には、どなたでも加入でき、加入すると様々なメリットがあります！

※組合加入メリットのリーフレットもご覧ください

## 行政や業界の最新情報の発信

生衛業に関連するニュースやイベント情報、タイムリーな調査研究結果などを発信しています。



## 標準営業約款(Sマーク)の策定・普及・推進

提供するサービスや商品が厚生労働省の認可基準を満たしているお店を「標準営業約款登録店」とするSマーク制度の普及・推進を図っています。



## 苦情相談

消費生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じています。



## その他、災害協定など

福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の貢献のための県との協定締結などを行っています。

指導センターは生衛業の皆さまのサポーターです

無料です

どなたでも相談できます



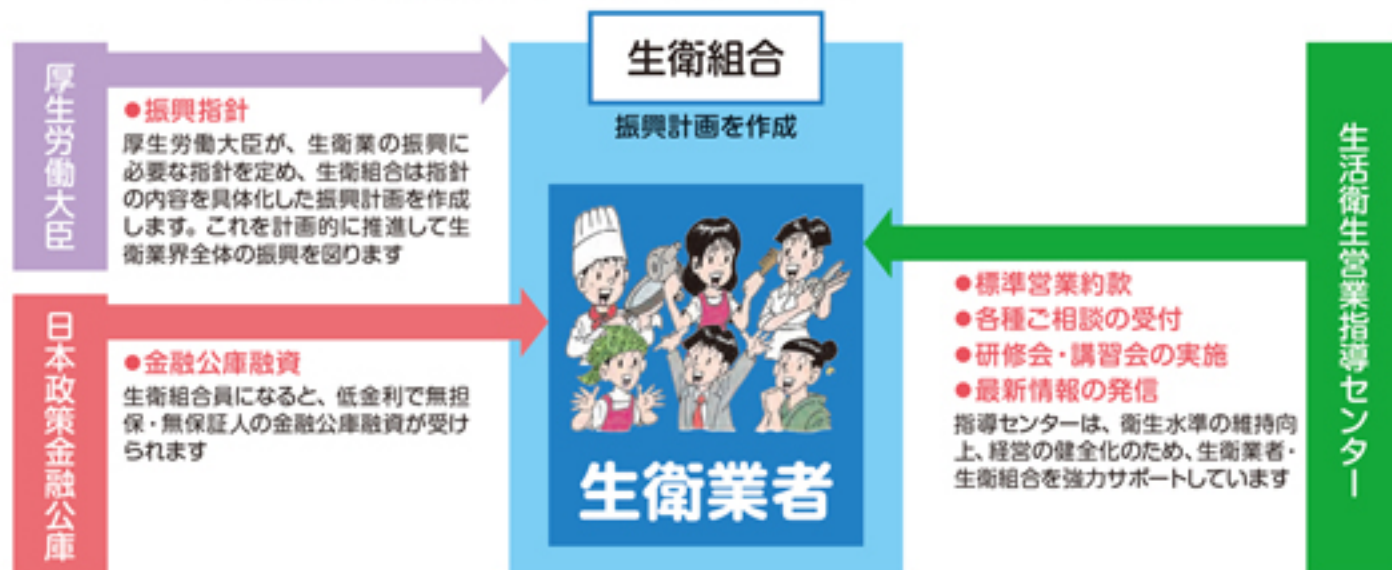
お問い合わせ先は  
**各都道府県指導センター**  
**ホームページで**

〇〇県指導センター 検索



# 生衛法は、私たち生衛業の 振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です  
国、指導センター、日本政策金融公庫は生衛組合を支援しています



## 生衛法はこのような法律です

### 生衛法第1条(目的)

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料

金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

## 福岡県生活衛生同業組合のお問い合わせ先(組合加入やご相談などお気軽にどうぞ)

| 名 称               | 所 在 地                           | 電 話 番 号      |
|-------------------|---------------------------------|--------------|
| 福岡県すし商生活衛生同業組合    | 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館2階      | 092-651-1199 |
| 福岡県社交飲食業生活衛生同業組合  | 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館2階      | 092-641-8111 |
| 福岡県料理業生活衛生同業組合    | 福岡市博多区中洲中島町4-7 中島ビル401号         | 092-291-5284 |
| 福岡県飲食業生活衛生同業組合    | 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館2階      | 092-641-8111 |
| 福岡県喫茶飲食生活衛生同業組合   | 福岡市中央区大名2-9-829 藤木方             | 092-711-1645 |
| 福岡県食鳥肉販売業生活衛生同業組合 | 古賀市青柳3272-17 鶴あらい内              | 092-941-1174 |
| 福岡県食肉生活衛生同業組合     | 福岡市東区東浜2-85-14                  | 092-641-5916 |
| 福岡県冰雪販売業生活衛生同業組合  | 福岡市中央区渡辺通2-9-17 桑田ビル202号 福岡産業城内 | 092-713-5695 |
| 福岡県理容生活衛生同業組合     | 福岡市中央区大名2丁目2-9                  | 092-751-5948 |
| 福岡県美容生活衛生同業組合     | 福岡市中央区荒戸2丁目3-12                 | 092-715-8211 |
| 福岡県興行生活衛生同業組合     | 福岡市中央区天神4-7-11 クレアビル内           | 092-736-1248 |
| 福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合  | 福岡市中央区渡辺通5-13-12 セントラルビル201     | 092-737-5050 |
| 福岡県公衆浴場生活衛生同業組合   | 福岡市中央区西中洲11-13                  | 092-761-3612 |
| 福岡県クリーニング生活衛生同業組合 | 福岡市博多区博多駅南2-8-16 東洋マンション駅南706号  | 092-436-2688 |

公益財団法人

**福岡県生活衛生営業指導センター**

〒812-0044 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3階

TEL 092-651-5115

FAX 092-651-5147